○東北地方整備局告示第八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十一日

東北地方整備局長　森永　教夫

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類

一級河川北上川水系砂鉄川筋河川改修（砂鉄川、山谷川、猿沢川）工事（岩手県一関市東山町松川字三室平及び同市東山町松川字野谷起地内から同市東山町長坂字羽根堀及び同市東山町松川字野平地内まで）及びこれに伴う県道付替工事

第３　起業地

１ 収用の部分　岩手県一関市東山町松川字三室平、字野谷起、字野平、字滝の沢平及び字滝の沢並びに長坂字羽根堀地内

２ 使用の部分　岩手県一関市東山町松川字滝の沢地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県一関市東山町地内の総延長約4,800ｍ区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「一級河川北上川水系砂鉄川筋河川改修（砂鉄川、山谷川、猿沢川）工事及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川北上川水系砂鉄川筋河川改修（砂鉄川、山谷川、猿沢川）工事」（以下「本体工事」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号の都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区間は、河川法第４条の規定により指定された一級河川の区間であり、また、同法第９条第２項に基づく指定区間に指定されていることから、起業者である岩手県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川北上川水系砂鉄川（以下「砂鉄川」という。）は、鷹ノ巣山付近を水源とし、山谷川及び猿沢川等の各支川を流入した後、岩手県一関市川崎町薄衣落合地内で一級河川北上川に合流する流路延長約45㎞、流域面積約380㎢の河川である。

砂鉄川が貫流する岩手県一関市東山町地内では、砂鉄川に沿って市街地が形成され、農業生産や地場産業であるセメント等の工業生産に利用されるなど、流域住民の生活に重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間には、堤防が整備されていない区間（以下「無提区間」という。）があり、また、堤防が整備されている区間（以下「有提区間」という。）についても河川断面が狭小であることから、計画高水流量1,380㎥/秒に対して流下能力が約370～750㎥/秒と著しく不足している。このため、洪水時には溢水による浸水被害を繰り返しており、また、山谷川及び猿沢川の各支川も砂鉄川からの洪水の逆流（以下「背水」という。）の影響を受けて浸水被害が生じている。特に、平成14年７月の洪水では、本件区間から一級河川北上川合流部までの広範囲にわたって氾濫し、本件区間においては、砂鉄川、山谷川及び猿沢川が溢水して住宅の半壊２戸、床上浸水402戸及び床下浸水187戸のほか、セメント生産の拠点工場が浸水により休業を余儀なくされ、周辺の道路及び鉄道が不通になるなど、その被害額が約127億8千万円にも及ぶ甚大なものとなった。

本件事業は、本件区間について、無提区間を解消するとともに計画高水流量を安全に流下できる能力を確保すべく築堤、河道掘削及び護岸等を整備し、山谷川及び猿沢川についても、砂鉄川からの背水の影響に対処すべく改修を行うものである。本件事業の完成により、年超過確立１／30年規模の洪水に対応することが可能となり、本件区間の背後地に存する市街地・工場等への浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

なお、平成14年７月の洪水を契機に、本件区間より下流側で緊急に進められた河川災害復旧等関連緊急事業（国土交通大臣施行）及び河川等災害関連事業（岩手県施行）は、それぞれ平成17年度及び平成16年度において完成しており、本件事業の完成によって、平成14年７月の洪水と同規模の出水が生じた場合でも、再度の災害を防止することができる抜本的な治水対策が完了するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため実施されていないが、起業者は平成14年度から平成15年度にかけて動植物の調査を実施している。当該調査によるとギバチ等の環境省レ

ッドデータブック等による特定種（13種）が確認されているが、起業者は、学識経験者等からなる「生態系に配慮した砂鉄川河道計画検討委員会」から指導・提言を得て、現在の高水敷を掘削して流下能力を確保するなど、現況の水際部の保全を基本とした事業計画としており、また、上記調査後も継続してモニタリングを実施している。

さらに、本件事業地内にある周知の埋蔵文化財包蔵地については、関係機関から影響がない旨の回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、洪水時における浸水被害を軽減し、流域住民の生命及び財産の安全を確保することを目的として築堤、河道掘削及び護岸等を整備するものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の施工方法については、現在の高水敷等を掘削する案（申請案）、有提区間の川幅を広げる案及び有提区間の現堤防を嵩上げする案の３案（いずれも無提区間については、構造上の整合を図ったうえで築堤を実施する）について検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、申請案は、支障物件や宅地等の土地利用に与える影響が大幅に少ないこと、また、現堤防の位置及び高さが変わらないため、橋梁の架け替え個所が少なく施工性に優れること、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

さらに、関連工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に判断すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は過去何度も溢水による被害を繰り返しており、洪水時における浸水被害を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

岩手県一関市東山支所